

児童養護施設退所者等アフターケア事業 業務委託仕様書

令和7年度児童養護施設退所者等アフターケア事業委託契約書(以下「委託契約」という。)に基づき、埼玉県(甲)の受託者(乙)に委託する業務内容は、次のとおりとする。

1 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

2 事業の目的

「児童養護施設退所者等アフターケア事業委託」(以下「アフターケア事業」という。)は、児童養護施設等を退所した児童等のために入所中から退所時、退所後を通じて情報提供、研修、個別、集団の相談等を行うことにより、児童等が就労や学業を継続し、安定して生活することを目的とする。

3 用語の説明

アフターケア事業における用語については、次のとおりとする。

- (1) 児童養護施設等とは、児童養護施設及び児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、里親、小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)、児童自立生活援助事業(児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型)という。
- (2) 退所者等とは、児童養護施設等に入所または委託されている児童、高等学校を卒業し、児童養護施設等を退所した者、児童養護施設等を退所した15歳以上の者で、特に支援が必要な者をいう。

4 事業概要

- (1) 事業の対象者(以下、「児童等」という。)
 - ア 児童養護施設等に入所または委託されている中学生、高校生
 - イ 高等学校を卒業し、児童養護施設等を退所した者
 - ウ 児童養護施設等を退所した15歳以上の者で、特に支援が必要な者
- (2) 事業の対象となる施設等(以下、「児童養護施設等」という。)
 - ア 児童養護施設
 - イ 児童心理治療施設
 - ウ 児童自立支援施設
 - エ 母子生活支援施設
 - オ 里親
 - カ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)
 - キ 児童自立生活援助事業(児童自立生活援助事業所Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型)
- (3) 事業の内容
 - ア 居場所の運営

児童等が自由に訪れ、必要な情報収集やスタッフとの意見交換を行うとともに、食事や歓談を通じて憩うことのできる居場所を運営し、必要な場合は個別相談に応じること。

※ 居場所の開所日時の詳細は下記「5 事務所」と同様とします。

イ 退所前・退所時支援

(ア) 集団支援

児童養護施設等を訪問し、入所中の中高生を対象に退所後の進路や生活設計を考えたり、退所後に必要な生活スキルを身につけるための情報提供や研修等を実施すること。

(イ) 個別支援

入所児童の日常生活上の課題、退所後の生活に関する相談等に個別に対応し、必要な助言及び支援を行うこと。

(ウ) 就労体験等の提供

- ・ 協力事業所を開拓し、職場訪問や職場体験実施の機会を提供すること。
- ・ 就労に向けて、ハローワーク等への同行、職業選択のための助言、模擬面接等の支援を行うこと。

※当該業務において、乙は職業安定法（昭和22年法律第16号）第30条第1項の規定に基づく有料職業紹介事業又は同法第33条第1項の規定に基づく無料職業紹介事業の許可を受けている者であること。

ウ 退所後支援

(ア) 集団支援

- ・ イベントや研修等通じた情報の提供、仲間づくりの機会を提供すること。
- ・ 参加者の状況を積極的に確認し、必要に応じて個別支援に繋ぐこと。

(イ) 個別支援

- ・ 就労や就業を安定して継続できるよう、日常生活上の相談に応じること。
- ・ 必要に応じて出身施設や関係機関等を連携して支援を行い、対象者のニーズに合わせ様々な社会資源に繋ぐこと。

エ 居住サポート

- ・ アパート探しや転居に関する各種手続きの相談に応じ、必要に応じて不動産店等へ同行し、住まいの確保を支援すること。
- ・ 協力不動産店を開拓し、安価で安心して住める住居について対象者に情報提供を行うこと。

オ 情報提供・広報活動

- ・ 退所者に対し、ホームページやメールマガジン等によるイベントや生活情報の提供を行うこと。
- ・ 特に児童養護施設等をこれから退所する児童に対し、退所前から施設等と連携し本事業の周知を図ること。

カ ボランティアの育成

事業実施に協力するボランティアを確保し、育成すること。

キ 当事者活動の支援

退所者による自主的な活動を支援すること。但し、本事業の目的にそぐわないものは対象外とすること。

ク 自立支援貸付事業者との連携

就労及び進学のために自立支援貸付を利用している退所者等のフォローを行い、自立支援貸付業者と連携すること。

ケ その他必要な支援

5 事務所

- (1) 居場所の拠点となる事務所を設置すること。退所者等が気軽に立ち寄ることができるように交通至便な場所に確保すること。前年度から場所を変更する場合は、退所者、施設及び各関係機関等に十分に周知を行うこと。
- (2) 事業実施にあたり、必要な設備は次のとおりとする。
 - ア 居間、食堂等、児童等が交流することができるスペース
 - イ 相談室
 - ウ 本事業専用のための電話回線
 - エ 少人数の調理が可能なキッチン
 - オ その他事業の実施に必要な施設
- (3) 事務所の開所日・開所時間は次のとおりとする。
 - ア 週3日以上（土曜日又は日曜日を含む）開所すること。
 - イ 開所時間は、1日5時間以上とする。利用者の利用しやすい時間帯とすること。

6 支援員の配置等

- (1) 支援員の配置については次のとおりとすること。
 - ア 常勤換算で3人を配置すること。
 - イ 事業所の開所日には支援員1名以上を事業所に常駐させ相談業務を行うことのできる体制を整えること。
- (2) 支援員は次のいずれかに該当する者とする。
 - ア 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）第43条に定める児童指導員の資格を有する者
 - イ 児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ウ 以下の（ア）から（カ）のいずれかの資格を有する者
 - （ア）社会福祉士
 - （イ）精神保健福祉士
 - （ウ）公認心理師
 - （エ）臨床心理士
 - （オ）産業カウンセラー

(カ) 社会保険労務士

エ 民間企業等における職務経験を5年以上有する者

※ 職業紹介を主たる業務とする企業や総務・人事担当課等に勤務し、職業紹介や採用業務等の職務経験を有する者であることが望ましい。

オ 児童等の自立支援に対する理解があると認められる者

(4) 支援業務の留意事項

支援業務の実施に当たっては、次の事項に留意すること。

- ア 支援員は、受託者が県と協議して定めたアフターケア事業の運営・支援方針に従い、利用喚起に努めること。
- イ 支援員は、相談等対応を通じて、退所者等の修学・就労意欲の喚起に努めること。
- ウ 支援員は、他の支援員との情報共有に努め、利用者の動向、変化を継続的に把握するよう努めること。
- エ 支援員は、退所者等からの相談に対して懇切丁寧に対応することはもとより、表面化しない隠れたニーズや悩み、トラブルの把握に努め、もしくは兆候をとらえることが出来るよう細心の注意を払うよう努めること。
- オ 支援員は、退所者等の個人情報の保護に細心の注意を払うこと。退所者等は保護者との関係が円滑でないことに留意し、関係機関を除く、保護者や他の者に対して、個人情報を本人の同意なく漏らさないこと。
- カ 支援員は、県の他、施設との情報共有、連携を行い、委託事業者を通じて、県、施設への情報提供を行うこと。

7 委託費

委託契約に定める金額

8 委託料の支払い

甲は、乙に対して、年2回概算払いにより委託料を支払う。支払の時期については、契約年度4月以降及び10月以降とする。

9 事業実施計画書の提出

乙は、甲に対して事業実施計画書（別紙4）を提出すること。

10 実施状況等の報告

乙は、甲に対して、活動状況報告を翌月15日（3月分については、3月31日）までに活動状況報告書（別紙5）により報告すること。ただし、甲、乙の協議により他の適切な様式に改めることができる。

11 関係法令の順守

乙は、労働基準法、児童福祉法その他関係法令を順守すること。

12 特記事項

- (1) 乙は、業務を遂行するうえで、これに携わる職員を管理監督するとともに、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条（安全管理措置）、第67条（従事者の義務）、第176条及び第180条（罰則）の規定の内容を周知し、特に個人情報の保護並びに漏えい防止に関して周知徹底を図ること。
- (2) 乙は、業務上知り得た事項を他人に漏らし、又はこれを点検等業務以外に使用してはならない。また、就労・住宅支援等のデータの紛失等が、決してないよう厳重に鍵付き金属書庫にて保管すること。また、委託業務が終了する場合の電子事務機器における残存データに関しても必ず責任を持って対応し、それが起因とする漏えいに関しては履行期間外でも責任を負うこととする。
- (3) 甲は、乙がこの契約において個人情報の取扱いが不適切と認めたときは契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (4) 乙は、甲が乙の配置した職員につき本業務の遂行に支障をきたすと判断した場合には、年度途中であっても変更するなど適切な措置を取るものとする。
- (5) 乙は甲に対し、職員の名簿を業務受託後、すみやかに提出する。業務受託期間中に、職員の変更があった場合には、直ちに変更名簿を提出するものとする。
- (6) 甲は、本業務中における職員の事故については一切責任を負わない。

13 その他

この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は、甲・乙が協議して決定するものとする。